

# 原子力発電所周辺海域の環境モニタリング業務仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「原子力発電所周辺海域の環境モニタリング業務（以下「本委託業務」という。）」について適用する。

## 2 目的

本委託業務は、本委託業務における受託者（以下「受注者」という。）が原子力発電所周辺海域の海水及び海底土試料を採取し、発注者が試料中の放射性核種分析を行うことにより、原子力発電所周辺海域の環境放射能の測定及び監視することを目的とする。

## 3 業務委託の範囲

受注者の業務範囲は、「18 業務内容」のとおりとする。

## 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 5 委託業務実施場所

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所周辺海域の9地点

- ①南放水口（北緯：37度25分07秒 東経：141度02分07秒）付近
- ②北放水口（北緯：37度25分51秒 東経：141度02分07秒）付近
- ③取水口（北緯：37度25分27秒 東経：141度02分30秒）付近（専用港の出入口の外側）
- ④発電所沖合2km（北緯：37度25分27秒 東経：141度03分26秒）付近
- ⑤夫沢・熊川沖合2km（北緯：37度23分07秒 東経：141度03分26秒）付近
- ⑥前田川沖合2km（北緯：37度27分28秒 東経：141度03分32秒）付近
- ⑦ALPS 処理水放出口場所北 2.0km 西 0.5km（北緯：37度26分50秒 東経：141度02分28秒）付近
- ⑧ALPS 処理水放出口場所北 1km（北緯：37度26分17秒 東経：141度02分49秒）付近
- ⑨ALPS 処理水放出口場所南 1km（北緯：37度25分13秒 東経：141度02分49秒）付近

## 6 提出書類

受注者は以下の書類を提出するものとする。

No.	提出書類	提出期限
1	着手届	契約締結日から7日以内
2	作業工程表	契約締結日から7日以内

3	主任担当者選任届 (経歴書及び連絡先を含む)	選任又は変更の日から7日以内
4	試料採取報告書	作業が完了した日から7日以内
5	業務完了報告書	業務が完了した日から7日以内
6	その他発注者が必要と認める書類	必要の都度

## 7 主任担当者等

- (1) 受注者は、本委託業務を履行するうえで主任担当者を選定し、主任担当者選任届により発注者に提出するものとする。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 主任担当者は、本委託業務の内容を熟知し、本委託業務の履行に必要な知識及び経験を有する者であり、業務を総合的に把握し調整を行う。
- (3) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

## 8 工程管理

受注者は本委託業務を実施するために、実施工程等の事項を記載した作業工程表を作成すること。なお、業務内容の詳細な調整については、その都度発注者と協議すること。

## 9 守秘義務

受注者は発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付属付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

## 10 事故等の防止

- (1) 受注者は、水面下や海底にがれき等の障害物がある可能性があるため、その責任において注意すること。作業員に対しその主旨を徹底すること。
- (2) 万一事故が生じたときは、直ちに発注者に報告するとともに、適切な応急処置をすること。

## 11 損害の賠償

受注者は、業務中又は業務中以外にあっても、本委託業務における作業不良による原因で発注者又はその他第三者に対して損害を与えた場合は、その賠償の全責任を負うものとする。

ただし、発注者の責任又は天災その他不可抗力により発生したものは除く。

## 12 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

### 13 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、個人情報保護の重要性に照らし、本委託業務の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2) 本委託業務においては、この仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

### 14 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書及び契約書の各条の解釈において疑義が生じた場合、受注者は、発注者と協議し決定すること。

### 15 費用負担等

下記の事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

- (1) 船舶使用料、試料採取に要する機材の使用料、採取容器の調達、消耗品、報告書作成、輸送費用等に要する経費
- (2) 作業員の個人線量管理、教育に係る経費
- (3) 気象状況等受注者に過失なく出航後中止となった場合、用船費用等、真にやむを得ない経費

### 16 業務概要

- (1) 本委託業務は、次にあげる業務を定期的に行うものである。
  - ア 海水（表面水）試料の採取  
「5 委託業務実施場所」①～⑨ 毎月1回（計12回）
  - イ 海底土（海砂又は海底沈積物）試料の採取  
「5 委託業務実施場所」①～⑥ 四半期毎に1回（計4回）
  - ウ 速報用海水試料の採取  
「5 委託業務実施場所」①～⑨ 1年7回実施のALPS処理水海洋放出期間において各期間2回及び全期間用予備1回（計15回）
  - エ 発注者への試料採取記録の送付
  - オ 発注者への採取試料の搬入
  - カ その他
- (2) 本委託業務は、2名以上の作業班にて業務を行うこととする。
- (3) 調査は、原則として平日行うものとし、土日祝日及び年末年始期間には行わない。
- (4) 上記（1）については必要に応じて発注者の職員が同行できることとする。

### 17 貸与品の扱い

- (1) 貸与品  
本委託業務の履行に必要な以下の機器については、その必要に応じて受注者に貸

与する。

貸与品の貸与にあたっては、受注者は発注者に使用申請書（様式は自由とする。）を提出する。

なお、貸与する機器については、下記の数量を貸与の上限とする。

番号	機器	数量
①	NaI シンチレーション式サーベイメータ及びその付属品	1 台
②	個人被ばく線量計	5 台

## (2) 貸与品の管理

ア 受注者は、貸与品について善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管及び管理をすること。

イ 本委託業務を実施する上で発生する貸与品についての故障、破損、紛失等は、受注者の責任において処理すること。なお、処理にあたっては、受注者は、事前にその内容について発注者に報告するとともに、発注者と協議し処理を決定すること。

## (3) 貸与品の返還

受注者は、貸与品について発注者から返還の指示があった場合、必要がなくなった場合又は契約が終了したときには速やかに発注者に返還しなければならない。

## 18 業務内容

受注者が行う業務の内容は、次のとおりとする。なお、海上保安部への届出等、業務に必要な調整を含むものとする。

### (1) 環境試料の採取

#### ア 海水試料の採取

a 「5 委託業務実施場所」①～⑨の地点において、毎月 1 回行う。

b 採取した試料は c に示す容量の、汚染のないポリエチレン製白色容器等に入れる。容器等は受注者が準備すること。

c 1 地点当たり約 2 6 6 L（2 0 L×1 3 本、2 L×3 本）採取する。

d 試料容器には、以下の①～④の項目を耐水性のラベルに記載し、貼付する。また、以下の①、②の項目を油性マジックで容器上に直接記載する。

① 試料名

② 採取地点

③ 採取日時

④ 採取事業者

e 採取方法等については、文部科学省放射能測定法シリーズ No. 16「環境試料採取法」の内容を踏まえること。容器はあらかじめ塩酸（1 + 1）あるいは硝酸（1 + 1）で洗浄後、純水で十分洗浄し蓋をしておくものとし、共洗いについては 3 回以上行うこととする。また、採取に用いる器具や試料等による相互汚染が起らないよう十分な注意を払うこと。

#### イ 海底土試料の採取

a 「5 委託業務実施場所」①～⑥の地点について、四半期毎に 1 回行う。四半

期に一回の月については、契約後に発注者が指定する。

- b 採取した試料は移送時にこぼれない丈夫なバケツやポリ袋などの汚染のない容器に入れる。容器等は受注者が準備すること。
- c 1地点当たり約3kg採取する。
- d 試料容器には、以下の①～④の項目を耐水性のラベルに記載し、貼付する。また、以下の①、②の項目を油性マジックで容器上に直接記載する。
  - ① 試料名
  - ② 採取地点
  - ③ 採取日時
  - ④ 採取事業者
- e 採取方法等については、文部科学省放射能測定法シリーズ No. 16「環境試料採取法」の内容を踏まえること。また、採取に用いる器具や試料等による相互汚染が起こらないよう十分な注意を払うこと。

#### ウ 速報用海水試料の採取

- a 「5 委託業務実施場所」①～⑨の地点において、年7回実施のALPS処理水海洋放出期間に各期間2回（全期間の予備として年1回）行う。（計15回）
- b 採取した試料はcに示す容量の、汚染のないポリエチレン製白色容器等に入れる。容器等は受注者が準備すること。
- c 1地点当たり約1L採取する。
- d (1)アのd及びeと同様とする。

#### エ 採取状況の記録

- a 試料採取時に各採取地点については以下の項目を記録する。

記録項目（試料名、採取事業者名、採取者名、採取日時、採取地点、使用船名、当日の天候、当日の気温、水温、臭気、色相、透明度、全水深、採取水深、採取量、経度緯度、空間放射線量率（サーベイメータで測定する。測定については、船上1m高さとする。））
- b 採取した海水試料について以下の項目を測定し、記録する。

測定項目（pH、塩化物イオン濃度、SS濃度）  
塩化物イオン濃度については、有効数字3桁で報告すること。
- c 試料採取時に各採取地点について以下の写真を撮ること。

各採取地点から西方向（陸方向）	1枚以上
各地点で採取した環境試料全体の写真（船上）	1枚以上
各採取地点の緯度・経度が分かる写真	1枚以上
採取時の水深が分かる写真	1枚以上

なお、採取時に異常等があった場合はその旨を発注者に直ちに伝達するとともに状況の分かる写真も送付すること。

#### (2) 試料等の搬入

採取した試料を採取日の翌日までに搬入する。搬入先は以下のとおり。なお、各搬入先及び試料の配分や到着予定時間などについて、搬入の都度事前に発注者と調

整する。また、SS 濃度測定後のろ紙を 2 週間後までに環境創造センター環境放射線センターに搬入する。

試料容器はポリ袋で養生のうえ、漏洩、汚染等のないよう搬入すること。

No	搬入先	住所
1	環境創造センター環境放射線センター	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45 番地の 169
2	環境創造センター福島支所	福島市方木田字水戸内 16 番 6 号
3	環境創造センター	田村郡三春町深作 10 番 2 号

### (3) 試料採取報告書の提出

ア 「(1) 環境試料の採取 エ a,b」に沿って記録した内容を、採取日翌日までに環境創造センター環境放射線センター及び環境創造センター福島支所に電子メールと FAX で報告する。

イ 上記アで報告した項目に「(1) 環境試料の採取 エ c」の写真を添付した試料採取報告書を、採取した日から 7 日以内に環境創造センター環境放射線センターに送付する。

## 19 その他

(1) 本委託業務の履行に必要な機器及び機材等（貸与品を除く）については、受注者の負担で用意すること。

なお、発注者との打ち合わせ等の業務は、発注者が必要と認めたときに発注者の指定する場所で行うものとする。

(2) 受注者は、採取地点が原子力発電所の特別警備にあるため、実施日や使用船舶等について、実施日の 3 日前までに発注者と調整を行うこと。

ただし、1 回目の調査については実施日の 1 週間前までに発注者と調整を行うこと。

また、実施日については、決定次第、環境創造センター環境放射線センター及び環境創造センター福島支所に電子メールと FAX で報告すること。

(3) 受注者は本委託業務の受注にあたり、本委託業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のある作業従事者を確保することが可能で、委託条件を遵守し、本委託業務が確実に履行できるものとする。

(4) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。また、仕様書に明示していない事項であっても、本委託業務の履行のための作業又は技術上当然必要と認められるものについては、受注者の負担で行うこと。

(5) その他不明な点については、別途発注者と協議し決定すること。